

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		測量成果の複製（公共測量）
根拠法令(例規)及び条項		測量法第 43 条
法令（例規）番号		昭和 24 年法律第 188 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	第 43 条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 市長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。 (1) 複製しようとする測量成果を変更せず、同一のものを作成する目的で複製しようとするもの (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの (3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの (4) 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの (5) 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可
根拠法令(例規)及び条項		都市計画法
法令(例規)番号		昭和四十三年法律第百号
関係条項		同法第 54 条・第 55 条、都市計画法施行令第 37 条の 4・第 38 条、都市計画法施行規則第 39 条
所管課係名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	(許可の基準) 第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。 二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。 イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。 ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 (許可の基準の特例等) 第五十五条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。）の施行区域（次条及び第五十七条において「事業予定地」という。）内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第五十三条第一項の許可をしないことができる。ただし、次条第二項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

		4 都道府県知事等は、第一項の規定による土地の指定をするとき、又は第二項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。 【補則】 都市計画法第 54 条及び第 55 条の許可基準に基づき判断するものとする。なお、解釈に当たっては、次の点に注意を要する。 (1) 都市計画法第 54 条第 1 号及び第 2 号の規定に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができる認められるときは、許可しなければならない。 (2) 「容易に移転し、若しくは除却することができる」とは、物理的及び経済的に容易に移転し、若しくは除却することができることをいう。したがって、木造、鉄骨蔵、コンクリートブロック造等でも造り方いかんによっては移転又は除却が容易でない場合があり、また、数奇をこらした建築物など、将来の移転又は除却が客観的に不経済である場合については許可しないことがある。 (3) その他国の通知、旧通達等を参照して判断する。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		7 日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		測量成果の使用（公共測量）
根拠法令(例規)及び条項		測量法第 44 条第 1 項
法 令（例 規）番 号		昭和 24 年法律第百 188 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	基 準	（測量成果の使用） 第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 当該測量成果を使用することが測量の正確性を確保する上で適切でないこと。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		